

霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「株式等」を「一般株式等」に、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に改める。

附則第10項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得金額」とする。

附則第11項及び第12項を削り、附則第13項を附則第11項とする。

附則第14項を削り、附則第15項を附則第12項とし、附則第16項を附則第13項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第18項を附則第15項とし、附則第19項を附則第16項とし、附則第20項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い、金融・証券税制の改正等に関する地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が公布されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。